

東陽小学校PTA金管バンド支援部 規約

第1条 (名称)

本会は、江東区立東陽小学校PTA金管バンド支援部（以下、「本部」という）と称する。

第2条 (所在地)

本部は東京都江東区東陽三丁目27番12号に置く。

第3条 (目的)

1. 東陽小学校に在籍する児童が意欲的に活発な活動を続け、かつ円滑なバンド運営を支えるために、東陽小学校PTAの活動の一環として本部を設ける。
2. 本部は金管バンドの活動・発展を支援するとともに、学校・地域・関係者等と連絡を取り合い円滑な運営を行う。

第4条 (構成員)

本部は、金管バンドへ入部する児童の保護者（以下、「部員」という）で組織する。ただし、当該保護者以外の者であっても、前条の目的に賛同するものについては、役員会の承認を得て、部員とすることができる。

第5条 (会議)

本部は、次の会議を開催する。

1. 総会
2. 保護者会
3. 役員会

第6条 (総会)

1. 総会は本部の最高機関で原則として年一回、役員が招集する。
2. 総会は全会員の過半数の出席（委任状出席も可）をもって成立とする。尚、議決には出席者の過半数をもって成立とする。
3. 役員会が必要と判断した場合には、臨時に総会を開くことができる。
4. 東陽小学校PTAの会員その他の関係者は、総会に出席し、意見を述べることができる。
5. 総会においては、次のことを決定する。
 - ① 役員を選任
 - ② 本規約の変更
 - ③ その他本部に関する重要な事項

第7条 (保護者会)

総会とは別に、会員の意見を聞く必要があると役員会が判断した場合には、保護者会を開くことが出来る。

第8条 (役員会)

本部の役員会は、総会により選任された役員により構成される。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。尚、可能な限り各学年から選出されることが望ましい。

第9条 (役員構成と任務)

1. 部長（1名）は、本部を代表として部を統括し、会議を招集する。
2. 会計（2名）は、本部の会計をつかさどる。
3. 書記（3名）は、部長及び会計を助けるとともに、本部および金管バンドの活動を記録する。

第10条（部費）

1. 年間21,000円(児童一人当たり)を基準とし、具体的な金額については、各年度における活動予定や活動方針を踏まえて、役員会により決定するものとする。ただし、一家庭に二人以上在籍している場合は、部費を減額する。(二人目以降は、一人当たり16,000円を基準とする。)
2. 年間の途中で入部する際は、入部した当月よりも前の月数を一月1,500円換算で差し引いた金額を徴収することを基本とする。
3. 年間の途中で退部する際は、退部した翌月分以降を月額1,500円換算で返金することを基本とする。
4. 児童が休部する場合であっても、その期間の部費を徴収する。

第11条（会計）

1. 会計は、本部の収支決算を行い、総会において会計報告をする。残金がある場合は次年度に繰り越す。
2. 本部の活動によって得た収入（部費を除く）は、特別会計として管理し、総会において報告をする。
3. 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第12条（意見の表明）

すべての部員は、本部のあらゆる会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

第13条（入退部）

部員は、その児童が金管バンドに入部と同時に本部の部員となり、児童の退部と同時に本部の部員の資格を失う。ただし、児童が退部した場合であっても、役員会が必要と認めるときは、その保護者を部員として継続させることができる。

第14条（設立年月日）

本部の設立年月日は平成27年4月1日とする。

附則

第1条 上記改正は、令和4年3月11日の総会における変更の承認後に、効力を生じるものとする。